

排水の測定・記録・保存が必要です

測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について、

1年に1回以上の測定と記録 と **3年間の保存** が義務付けられました。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合
30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における 施設番号		No.1 排出口		No.2 排出口	
排水の 汚染 状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
				
排水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていませんか？
- 記録は保存していませんか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。